

災害援護資金貸付のご案内

1 災害援護資金とは

令和8年8月千葉豪雨または令和8年台風第25号により、世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯を対象に、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

申込期限：①令和8年8月千葉豪雨＝令和8年11月30日（月）

②令和8年台風第25号＝令和8年12月31日（木）

※②の窓口受付は12月28日（月）までです。

申 込 先：東金市社会福祉課

2 対象となる世帯及び貸付限度額

（1）被災日に、東金市に居住する世帯

※令和8年8月千葉豪雨＝令和8年8月13日、台風8年台風第25号＝令和8年9月21日

（2）次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸 付 限 度 額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合
家財及び住居に損害がない	—	150万円
家財のおおむね 1/3 以上が損害を受けた	150万円	250万円
住居が半壊した	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居が全壊した	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失・流失した	350万円	350万円

（住居の被害について）

- ・（ ）の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取り壊しなど特別の事情があるときの限度額です。
- ・住居については、自己所有であることが原則です。ただし、賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

（世帯主の負傷について）

- ・千葉県内での令和8年8月千葉豪雨または令和8年台風第25号による負傷が対象です。

（3）世帯の令和7年分の総所得が次の表の額未満である

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず、1,270万円
総所得額※	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額	

※ 総所得額＝市町村民税における総所得額です。超える場合は貸し付けられません。

3 貸付条件

利 率	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5%（据置期間は無利子）
償 還 期 間	10年（据置期間を含む）
据 置 期 間	（特別の事情がある場合は5年にすることもできます。） 3年 特別の事情がある場合とは、 ① 今回の被災により世帯主が死亡または障害者となった場合 ② 生活保護世帯 または 市町村民税非課税世帯の場合 ③ 今回の台風により住居が全壊・滅失・流失した場合
償 還 方 法	年賦、半年賦又は月賦 元利均等償還（繰上償還可）

（連帯保証人を立てる場合の連帯保証人の要件）

- ① 能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人以外）であること。
- ② 弁済の資力を有すること。
- ③ 原則として、借入申込者と同一市町村内に居住していること。
- ④ 借入申込者と同一の世帯に属する者ではないこと。
- ⑤ 災害援護資金の借入申込者（借受人）となっていないこと。
- ⑥ すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと。

4 申し込み方法

（１）借入申込者 被害を受けた世帯の世帯主

（２）申込みに必要な書類

借入申込者	① 災害援護資金借入申込書 ② 罹災証明書 または 被災証明書 （被災地の市町村が発行するもの） ③ 世帯全員の令和7年分所得証明書 ④ 医師の診断書（療養見込期間と療養概算額が記載されているもの） ※ 世帯主が負傷し、療養期間が1か月以上見込まれる場合必要となります。 ⑤ 世帯全員の住民票 ⑥ 振込口座の通帳の写し ⑦ 契約書等の写し（修繕・購入等に伴う見積書、領収書、契約書等の写し） ⑧ 被害の状況が分かる写真等の資料
連帯保証人	① 保証人の住民票 ② 保証能力を証明するに足る書類 例として ・所得証明書 ・源泉徴収票 ・固定資産評価証明書 ・預金通帳の写し など

状況により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

5 申込み後の流れ

(1) 貸付の決定

借入申込書類は、東金市で受け付け後、県内47市町村のこの事業を共同処理している千葉県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」といいます。）へ送付します。

総合事務組合において、「災害援護資金借入申込書」の記載内容、提出書類等を確認のうえ、貸付の可否を決定します。

審査の状況によっては、住居の建設・購入、修繕に関する契約書等、改めて必要な書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

損害の状況や資金の使途等によっては、貸し付けは希望額どおりにならないことがあります。

貸付決定後、次の書類を総合事務組合から、東金市を経由して借入申込者に送付します。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ・承認された場合 | 「災害援護資金貸付決定通知書」 |
| | 「災害援護資金借用書」（署名・押印し提出するもの） |
| ・承認されなかった場合 | 「災害援護資金貸付不承認決定通知書」 |

(2) 承認後の提出書類

- ① 提出書類
 - ・災害援護資金借用書（署名・押印したもの）
 - ・印鑑証明書（借受人と連帯保証人）
- ② 提出先 東金市社会福祉課 （東金市から総合事務組合へ送付）

(3) 貸付金の振り込み

総合事務組合が借用書等を確認したのち、「災害援護資金貸付決定通知書」記載の期日に、指定した口座に送金されます。

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、おおむね3週間後となります。

6 貸付金の償還方法

千葉県市町村総合事務組合の発行する納入通知書により期日までにお支払いいただきます。口座振替（自動引き落とし）はご利用いただけません。

7 ご注意

貸付金は、借用書の記載内容に沿って将来的に償還していただくものです。償還免除が認められるのは、次の要件に該当することとなった場合に限られます。

(償還免除が認められる事由)

①災害援護資金の貸付けを受けた方が死亡したとき（法定相続人がいる場合は免除不可）

②精神または身体に著しい障害（地方税法施行令第7条の15の7に規定する特別障害者の範囲）を受けたとき

③破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたとき

※連帯保証人に償還能力があると認められる場合は、償還を免除するものでなく、連帯保証人に償還していただくこととなります。

8 提出・問い合わせ先

東金市 市民福祉部 社会福祉課 電話：0475-50-1233